

令和 3 年 12 月

長門市議会定例会

議案参考資料

## 目 次

### 議 案

第 3 号	長門市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例	・ ・ ・ 1
第 4 号	長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例	・ ・ ・ 3
第 5 号	長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例	・ ・ ・ 6
第 6 号	長門市企業立地促進条例の一部を改正する条例	・ ・ ・ 7
第 7 号	長門市宅地造成等に関する条例を廃止する条例	・ ・ ・ 8
第 8 号	長門市ケーブルテレビ放送施設の指定管理者の指定について	・ ・ ・ 9
第 9 号	仙崎地区交流拠点施設の指定管理者の指定について	・ ・ ・ 11
第 10 号	長門湯本温泉駐車場の指定管理者の指定について	・ ・ ・ 12
第 11 号	金子みすゞ記念館の指定管理者の指定について	・ ・ ・ 14
第 12 号	香月泰男美術館の指定管理者の指定について	・ ・ ・ 16
第 13 号	長門市仙崎公民館の指定管理者の指定について	・ ・ ・ 18
第 14 号	長門市過疎地域持続的発展計画の策定について	・ ・ ・ 19



### 3 施行期日

公布の日。ただし、新過疎法の施行の日（令和3年4月1日）から条例制定までの間に取得された資産を対象とするため、条例の適用開始は令和3年4月1日とする。

### 4 その他

- ・ 令和3年3月31日までに取得されたものについては、長門市過疎地域自立促進特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例（旧条例）による課税免除を適用する。
- ・ 固定資産税の減収の75パーセントが普通交付税で補填される。

## 長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例

## 1 改正の趣旨

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部が改正され、長期優良住宅の認定手続きを合理化することから、県の長期優良住宅建築計画の認定に関する手数料の改正内容に準じて、所要の改正を行うもの。

また、長門市証明等手数料条例で規定する手数料のうち、法令で定められているもの及び県下で料金が統一されているものを除いた手数料は、合併時からそのまま引き継がれているため、新たな基準による算定と適正な料金設定を行うことから、所要の改正を行うもの。

## 2 改正の内容

## (1) 長期優良住宅建築計画の認定に関する事務の手数料に係る改正（第1条による改正部分）

関係法令の改正により登録住宅性能評価機関が住宅性能評価と長期優良住宅の基準の確認を併せて実施することとなり、これにより長期優良住宅の認定手続きの合理化が図られることから、次のとおり手数料から減じる額を引き下げるほか、手続きの際に添付する書類の名称を変更する。（別表（その4）備考部分）

ア 手続きの際に登録住宅性能評価期間が発行する確認書等を添付した場合に手数料から減じる金額を改定

手続きの区分	建築物の区分	改正前の額(円)	改正後の額(円)
計画認定 (新築)	1戸建て	43,000	37,000
	1戸建て以外(100㎡以下)	43,000	37,000
	1戸建て以外 (100㎡を超え500㎡以下)	103,000	94,000
	※市長が別に定める要件を備えた設計住宅性能評価書を添付した場合の減じる金額を定める規定は削除		
計画認定 (増築又は改築)	1戸建て	64,000	56,000
	1戸建て以外(100㎡以下)	64,000	56,000
	1戸建て以外 (100㎡を超え500㎡以下)	155,000	141,000

計画変更の認定(新築で構造・設備に変更のないもの)	1戸のもの	4,000	0
	2戸以上5戸以下のもの	6,000	0
	6戸以上10戸以下のもの	8,000	0
	11戸以上のもの	17,000	0
計画変更の認定(増築又は改築で構造・設備に変更のないもの)	1戸のもの	5,000	0
	2戸以上5戸以下のもの	9,000	0
	6戸以上10戸以下のもの	13,000	0
	11戸以上のもの	25,000	0

イ 長期優良住宅認定申請(新築・計画変更・増改築)の際に添付する書類や引用条項など条文の整理

## (2) 証明等手数料の見直しに係る改正(第2条による改正部分)

次のとおり新たな基準による算定と適正な料金設定を行うことから所要の改正を行う。(別表(その1)関係)

### ア 見直しの対象となる手数料

長門市証明等手数料条例別表(その1)のうち、「調査手数料」、「証明手数料」、「閲覧、照合手数料」、「交付手数料」、「許可手数料」、「同意手数料」

### イ 改正後の手数料の金額等

#### ■見直しの考え方

見直しに当たっては、次の点を踏まえ改定後の金額を設定

- (ア) 受益者負担の原則、行政コストの明確化
  - 1件当たりのコストから料金を算定
- (イ) 同様のサービスとの整合性
  - 住民票の交付など、同様のサービスとしての手数料が自治体間で著しく差が生じないように、近隣自治体との均衡に配慮する必要性が認められるものは、県内他市の料金も参考にした上で料金を設定
- (ウ) コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機による住民票、印鑑登録証明書の交付手数料は、サービスの利用促進とマイナンバーカードの取得率向上のため、現行料金を据え置く。
- (エ) 激変緩和措置
  - 算定額が現行料金を大きく上回る場合は激変緩和措置を適用(上限改定率1.4倍)
- (オ) 現在徴収していない手数料、県内他市で取扱いのない手数料は廃止

■改定後の手数料の額等

現行 150 円の手数料は 200 円、500 円の手数料は 700 円に改正するほか、次の手数料については、廃止又は統合する。

【廃止する手数料】

(ア) 調査手数料

- ・土地に関する測量
- ・境界査定その他の調査につき職員の立会を求めたとき。

(イ) 証明手数料

- ・消防・救急関係諸証明

(ウ) 許可手数料

- ・市が行う営業許可又は営業許可証の再交付

(エ) 同意手数料

- ・長門市宅地造成等に関する条例（平成 17 年長門市条例第 149 号）により市長が同意した場合

※別途長門市宅地造成等に関する条例を廃止する条例で改正

【統合する手数料】

- (ア) 筆界点座標値交付、図根多角点成果交付、地籍図及び図根多角網図交付は、「地籍調査の成果等の写しの交付」に統合

3 施行期日

- (1) 第1条による改正（2（1）の改正）は、令和4年2月20日  
(2) 第2条による改正（2（2）の改正）は、令和4年7月1日

## 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

## 1 改正の趣旨

産科医療補償制度について、令和4年1月1日から掛金が引き下げられるとともに、国の少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額を維持すべきとされ、健康保険法施行令の改正が行われたことから、引き続き出産育児一時金等の支給総額を同額とするため、所要の改正を行うもの。

## 2 改正の内容

産科医療補償制度の掛金見直しを踏まえ、出産育児一時金の支給額を現行の40万4千円から40万8千円に引き上げる。

※産科医療補償制度対象の場合は掛金を加算した金額を支給

## 3 出産育児一時金の内訳

○改正前（令和3年12月31日まで）

（条例分）40万4千円 + （産科医療補償掛金）1万6千円 = 42万円

○改正後（令和4年1月1日から）

（条例分）40万8千円 + （産科医療補償掛金）1万2千円 = 42万円

## 4 施行期日

令和4年1月1日

## 5 その他

この改正により出産育児一時金が増額することについて、これまで同様、国の財政支援の対象となる。

## 【参考】

出産育児一時金の実績

平成28年度分	14人	5,795,990円
平成29年度分	14人	5,328,340円
平成30年度分	11人	4,331,660円
令和元年度分	8人	3,344,037円
令和2年度分	11人	4,512,002円

## 長門市企業立地促進条例の一部を改正する条例

### 1 改正の趣旨

過疎地域である本市における企業の立地を促進し、本市産業の振興と雇用の促進を図るため、企業立地奨励金の交付に係る特例措置について、所要の改正を行うもの。

### 2 改正の内容

企業立地奨励金の交付について、長門市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例に規定する固定資産税の課税免除を受ける場合は、これに係る固定資産税の課税免除を受ける最終年度の翌年度から3年度間奨励金を交付することができるよう、当該条例の一部改正を行う。(第6条関係)

### 3 施行期日

公布の日

## 長門市宅地造成等に関する条例を廃止する条例

### 1 廃止の趣旨

長門市宅地造成等に関する条例は、宅地等の造成工事に伴う災害を防止するために定められたものである。

本条例は、昭和48年に旧長門市において制定されたもので、市民の生活環境及び生命、財産が損なわれることのないよう、宅地等の造成工事について必要な規制を行うものがある。

しかしながら、近年においては宅地等の造成工事が適正に行われており、制定からおおよそ50年が経過した本条例の役割は既に果たされたものと判断される。

また、山口県内他市町において同様な条例もなく、届出等手続きに伴う手数料及び書類作成の煩雑さが、造成者に対し必要以上に負担をかけており、今後市民の宅地造成の促進の妨げになると考えられることから本条例を廃止するものである。

### 2 施行期日

令和4年7月1日

## 長門市ケーブルテレビ放送施設の指定管理者の指定について

## 1 指定管理者に管理を行わせる施設

	名 称	位 置
本部施設	長門市ケーブルテレビ放送センター 本部	長門市東深川 2366 番地 11
支局施設	長門市ケーブルテレビ放送センター 三隅支局	長門市三隅下 503 番地
	長門市ケーブルテレビ放送センター 日置支局	長門市日置上 5914 番地 4
※送信施設及び宅内施設を含む。		

## 2 指定管理者候補者

名 称 ながとてれび株式会社  
 事業所の所在地 長門市東深川 890 番地 2  
 代 表 者 代表取締役 松岡 修二

## 3 指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。）

35,043,000円

## 4 指定の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（1年）

## 5 業務内容

- (1) 放送施設の運営及び維持管理に関する業務
- (2) 送信施設の設置に関する業務
- (3) テレビジョン放送及びFMラジオ放送の再送信に関する業務
- (4) 自主番組放送に関する業務
- (5) 情報通信に関する業務
- (6) 自然災害、火災等の緊急情報の提供に関する業務
- (7) 農村の活性化及び産業の振興に寄与する情報の提供に関する業務
- (8) 放送施設の利用にかかる料金の課金及び徴収に関する業務
- (9) インターネット条例に規定するインターネット接続サービスの提供に関する業務
- (10) 電気通信設備の運営及び維持管理に関する業務

- (11) 電気通信回線設備の設置に関する業務
- (12) インターネット接続サービスの利用に係る料金の課金及び徴収に係る業務
- (13) その他市長が必要と認める業務

## 6 指定管理者候補者選定の経緯

現在、光ファイバー網整備事業を進めており、長門市全域での光ファイバー網整備完了は令和4年度中になる見込みである。

整備工事は、ながとてれび株式会社が管理する顧客データや線路系統データ、局内機器管理データ等に基づき進めていく必要があり、施設運営と整備工事を同時に進めていくためには、施設や設備等に精通する同社の協力が不可欠である。

また、整備完了後の新サービスや新料金を検討する必要があり、これまでの収支データや光ファイバー化に伴い削減される経費の算出、収支予測には、同社の知見を活用する必要がある。

このため、長門市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第2項第1号の規定に基づき、公募によらず指定管理者候補者の選定を行った。

## 仙崎地区交流拠点施設の指定管理者の指定について

## 1 指定管理者に管理を行わせる施設

名称	位置
仙崎地区交流拠点施設	長門市仙崎 4297 番地 1

## 2 指定管理者候補者

名 称 ながと物産合同会社  
 事業所の所在地 長門市仙崎 4297 番地 1  
 代 表 者 代表社員 長門市 職務執行者 大谷 恒雄

## 3 指定管理料 なし

## 4 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年）

## 5 業務内容

- (1) 施設の運営に関する事
- (2) 施設の設置目的に向け必要となる事業の実施に関する事
- (3) 施設の使用の許可に関する事
- (4) 施設及び附属設備器具の維持管理に関する事

## 6 指定管理者候補者選定の経緯

仙崎地区交流拠点施設は、地域情報の発信等を通じて交流人口の拡大を促進するとともに、農林水産物及び特産品の販売等による地域産業の振興を図ることを目的に設置されました。

ながと物産合同会社は、一次産業を中心とした所得の向上と雇用の創出を目的に、本市も出資し設立した法人であり、平成29年9月から現在に至るまで、市内生産者団体・事業者と緊密な連携を図りながら、道の駅での農林水産物等の販売・新商品開発に取り組み、地域経済の活性化に向けて、本市の中心的役割を果たしてきました。

よって、施設の設置目的と法人の事業目的及び実績を踏まえ、当法人に管理を行わせることが本市の産業・経済振興を図るうえで大きな効果を期待できると考えられることから、長門市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第2項第1号の規定に基づき、公募によらず指定管理者候補者の選定を行った。

## 長門湯本温泉駐車場の指定管理者の指定について

## 1 指定管理者に管理を行わせる施設

名称	位置
長門湯本温泉駐車場	長門市深川湯本 2332 番地 1

## 2 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで（3 年）

## 3 指定管理者候補者

名 称 長門湯本温泉まち株式会社  
 事業所の所在地 長門市深川湯本 1260 番地 1  
 代 表 者 代表取締役 伊藤 就一

## 4 業務内容

施設の使用の許可、利用料金の徴収、施設の設備管理、美観の維持等に関する業務

## 5 公募及び選定結果の概要

## (1) 応募資格

次の要件をいずれも満たすもの

- ア 市内に事業所を有する法人又は指定期間開始までに法人格を取得する見込みのあるもの
- イ 各種税金を滞納していないこと。
- ウ 暴力団員でないこと等

## (2) 応募法人

- 1 法人（長門湯本温泉まち株式会社）

## (3) 長門市指定管理者選定委員会委員

長門市副市長、長門市企画総務部長、長門市市民生活部長、長門市健康福祉部長、長門市建設部長、長門市教育委員会教育部長、長門市三隅支所長、長門市日置支所長、長門市油谷支所長、※長門市経済観光部長（欠席）

## (4) 募集・選定経過

事 項	年 月 日
募集公告	令和3年9月24日(金)
募集要項等配布	令和3年9月24日(金) ～10月14日(木)
質問書の受付	令和3年9月24日(金) ～10月8日(金)
質問書に対する回答	令和3年10月12日(火)まで
応募書類の受付	令和3年10月11日(月) ～10月14日(木)
選定委員会 ・応募者からの事業計画の説明及びヒアリング ・事業計画の審査 ・指定管理者候補者の選定	令和3年10月25日(月)

## (5) 選定結果

選定委員会では、提出された事業計画書及び応募者に対するヒアリングを基に採点。評価結果を基に協議を行い、全員一致で応募者を候補者として選定し、市長に報告。本市においては、選定委員会の報告を参考に、総合的に勘案し、長門湯本温泉まち株式会社を指定管理者の候補者としたもの。

## (6) 指定管理候補者の提案した指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。）

3,000,000円

※指定管理料の額は、指定管理者からの提案金額を基に、市と指定管理者が締結する協定によって定める。

## (7) 指定管理者候補者の提案した納付金制度に基づく納付金について

本指定管理業務による利益の額に応じて、次のとおりその利益の全部又は一部を市に納付する。

ア 市から支払いを受ける指定管理料と同額までの収益は、全額納付

イ 市から支払いを受ける指定管理料を超える収益は、次の算式により算定した額を納付

(ア) 指定管理料収入を除く純利益（0円を超え150万円までの利益分）

当該利益部分の金額に0.30を乗じた額

(イ) 指定管理料収入を除く純利益（150万円を超え300万円までの利益分）

当該利益部分の金額に0.15を乗じた額

## 金子みすゞ記念館の指定管理者の指定について

## 1 指定管理者に管理を行わせる施設

名称	位置
金子みすゞ記念館	長門市仙崎 1308 番地

## 2 指定管理者候補者

名 称 公益財団法人 長門市文化振興財団  
 事業所の所在地 長門市仙崎 10818 番地 1  
 代 表 者 代表理事 大谷 恒雄

## 3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで（3 年）

## 5 業務内容

- (1) 資料の収集、保存及び展示に関する業務
- (2) 記念館の資料に係る調査及び研究に関する業務
- (3) 記念館の利用促進に関する業務
- (4) その他記念館の目的を達成するために必要な業務

## 6 公募及び選定結果の概要

## (1) 応募資格

次の要件をいずれも満たす者

- ア 市内に事業所を有すること。
- イ 法人又は指定期間の開始までに法人格を取得する見込みのあるもの
- ウ 国や地方公共団体での同種・類似業務等の実績があること。

## (2) 応募団体

1 団体（公益財団法人 長門市文化振興財団）

## (3) 長門市指定管理者選定委員会委員

長門市企画総務部長、長門市市民生活部長、長門市健康福祉部長、長門市経済観光部長、長門市教育委員会教育部長、長門市三隅支所長、長門市日置支所長、長門市油谷支所長

※長門市副市長（除斥）、長門市建設部長（欠席）

## (4) 募集・選定経過

事 項	年 月 日
募集公告	令和 3 年 10 月 19 日 (火)
募集要項等配布	令和 3 年 10 月 19 日 (火) ～11 月 12 日 (金)
説明会の開催	令和 3 年 10 月 26 日 (火)
質問書の受付	令和 3 年 10 月 27 日 (水) ～11 月 2 日 (火)
質問書に対する回答	令和 3 年 11 月 5 日 (金) まで
応募書類の受付	令和 3 年 11 月 1 日 (月) ～11 月 12 日 (金)
選定委員会 ・公募概要、審査基準の説明 ・応募者からの事業計画の説明及びヒアリング ・事業計画の審査 ・指定管理者候補者の選定	令和 3 年 11 月 16 日 (火)

## (5) 選定結果

選定委員会では、提出された事業計画書及び応募者に対するヒアリングを基に採点。評価結果を基に協議を行い、全員一致で応募者を候補者として選定し、市長に報告。本市においては、選定委員会の報告を参考に、総合的に勘案し、公益財団法人長門市文化振興財団を指定管理者の候補者としたもの。

## (6) 指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。）

40,869,000円

## 香月泰男美術館の指定管理者の指定について

## 1 指定管理者に管理を行わせる施設

名称	位置
香月泰男美術館	長門市三隅中 226 番地

## 2 指定管理者候補者

名 称 公益財団法人 長門市文化振興財団  
 事業所の所在地 長門市仙崎 10818 番地 1  
 代 表 者 代表理事 大谷 恒雄

## 3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで（3 年）

## 5 業務内容

- (1) 美術作品その他美術に関する資料を収集保管し、又は展示して、市民及び広く一般の利用に供する業務
- (2) 市民の美術に関する集会、研修会等に施設を提供する業務
- (3) 美術作品等に関する調査及び研究を行う業務
- (4) その他美術館の管理に関し市長が必要と認める業務

## 6 公募及び選定結果の概要

## (1) 応募資格

次の要件をいずれも満たす者

ア 市内に事業所を有すること。

イ 法人又は指定期間の開始までに法人格を取得する見込みのあるもの

ウ 国や地方公共団体での同種・類似業務等の実績があること。

## (2) 応募団体

1 団体（公益財団法人 長門市文化振興財団）

## (3) 長門市指定管理者選定委員会委員

長門市企画総務部長、長門市市民生活部長、長門市健康福祉部長、長門市経済観光部長、長門市教育委員会教育部長、長門市三隅支所長、長門市日置支所長、長門市油谷支所長

※長門市副市長（除斥）、長門市建設部長（欠席）

## (4) 募集・選定経過

事 項	年 月 日
募集公告	令和3年10月19日(火)
募集要項等配布	令和3年10月19日(火) ～11月12日(金)
説明会の開催	令和3年10月25日(月)
質問書の受付	令和3年10月26日(火) ～11月2日(火)
質問書に対する回答	令和3年11月5日(金)まで
応募書類の受付	令和3年11月1日(月) ～11月12日(金)
選定委員会 ・公募概要、審査基準の説明 ・応募者からの事業計画の説明及びヒアリング ・事業計画の審査 ・指定管理者候補者の選定	令和3年11月16日(火)

## (5) 選定結果

選定委員会では、提出された事業計画書及び応募者に対するヒアリングを基に採点。評価結果を基に協議を行い、全員一致で応募者を候補者として選定し、市長に報告。本市においては、選定委員会の報告を参考に、総合的に勘案し、公益財団法人長門市文化振興財団を指定管理者の候補者としたもの。

## (6) 指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。）

71,182,000円

## 長門市仙崎公民館の指定管理者の指定について

## 1 指定管理者に管理を行わせる施設

名称	位置
長門市仙崎公民館	長門市仙崎 1374 番地

## 2 指定管理者候補者

名 称 仙崎振興会  
 事業所の所在地 長門市仙崎 1374 番地  
 代 表 者 会長 沓野 昭次

## 3 指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。）

37,823,000円

## 4 指定の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで（3年）

## 5 業務内容

- (1) 公民館の管理運営に関する業務
- (2) 公民館の運営上必要と認められる事業の実施に関する業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

## 6 指定管理者候補者選定の経緯

これまでの指定管理者である仙崎振興会による公民館運営は、社会教育法に定められた公民館の目的を達しており、地域の生涯学習拠点及び家庭教育支援拠点として十分に機能している。

また、地域協育ネット事業に特に注力しており、学校、家庭、地域の中心に仙崎公民館が存在していることで、仙崎地区のつながりを生み出す一因ともなるなど、地域づくりの拠点としても機能を十分に発揮している。

公民館は指定管理者と教育委員会との密接な連携のもとに安定的に、継続的に事業を推進していくことが重要で、地域性及び活動内容を理解し、地域住民で構成される自主運営組織に委託することが適当と考えることから長門市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第2項第1号の規定に基づき、公募によらず指定管理者候補者の選定を行った。

## 長門市過疎地域持続的発展計画の策定について

### 1 趣旨

過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するため、令和 3 年 4 月 1 日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が新たに施行されたことに伴い、過疎地域の持続的発展に向け、「長門市過疎地域持続的発展計画」を策定する。

### 2 計画の構成

#### (1) 基本的な事項

- ・長門市の概況
- ・人口及び産業の推移と動向
- ・市の行財政の状況
- ・地域の持続的発展の基本方針
- ・地域の持続的発展のための基本目標
- ・計画の達成状況の評価に関する事項
- ・計画期間
- ・公共施設等総合管理計画との整合

#### (2) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

#### (3) 産業の振興

#### (4) 地域における情報化

#### (5) 交通施設の整備、交通手段の確保

#### (6) 生活環境の整備

#### (7) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

#### (8) 医療の確保

#### (9) 教育の振興

#### (10) 集落の整備

#### (11) 地域文化の振興等

#### (12) 再生可能エネルギーの利用の推進

#### (13) その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### 3 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 か年間